

長野県行政機構審議会（第5回）議事録

- 開催日時 平成28年4月27日（水）午前10時～
- 開催場所 長野県庁特別会議室
- 出席委員 樋口委員 織委員 北村委員 腰原委員 才川委員 清水委員
中山委員 三木委員 山浦委員 山田委員
- 県出席者 小林総務部長 井出行政改革課長

1 開 会

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、第5回「長野県行政機構審議会」を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、年度当初のお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、長野県行政改革課の根橋幸夫でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、この4月1日をもちまして職員の異動がございましたので、ごあいさつさせていただきます。

（小林総務部長）

この4月から総務部長となりました小林透と申します。この3月までは健康福祉部長ということで、多くの委員の皆様にもお世話になったところでございます。引き続きよろしくお願いたします。

今、司会のほうからも話がありましたが、本当に本日は、それぞれの会あるいは組織のトップとしまして、お忙しい中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。いよいよこの審議会の論議も佳境を迎えつつあるんだろうというふうに考えております。ぜひ本日のこの審議も実りあるものとなりますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

（事務局）

それではこれより議事に入させていただきます。進行につきましては、審議会条例第6条に基づきまして、樋口会長にお願いをさせていただきます。樋口会長、よろしくお願いたします。

2 議 事

- (1) 現地機関の見直しに係る検討の状況について
- (2) 現地機関の見直しの方向性(案)について

(樋口会長)

これより私が議事進行させていただきます。本日も実り多い審議ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。本日の議題は、お手元に配付されております会議次第のとおりでございます。

それでは、早速ですが、議事の(1) 現地機関の見直しに係る検討の状況について及び(2) 現地機関の見直しの方向性(案)について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

(井出行政改革課長)

それでは、行政改革課長の井出でございます。今年度もまた、皆さん、よろしくどうぞお願いいたします。それではお手元の資料1ページから順に説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ、資料1-1は、昨年9月の第3回審議会に1回提出をさせていただいた市町村アンケートの結果でございます。県行政にとって、市町村のご意見、大変重いものがございまして、改めて見ていただきたいと思います、つけさせていただきました。

問の1のところ、現地機関が地域の課題に取り組むに当たって、必要な機能を果たしているかどうかという問に対して、地方事務所に比較して、専門的な機能を有している保健福祉事務所や建設事務所の平均点のほうが高い、市町村から見てもより機能を果たしているというお答えが多かったという結果。

それから問2のところでは、横断的な視点で総合的に対応しているかということに対して、マイナス8点ということで、全体の間を通じてここだけマイナスの点がついておりまして、総合的・横断的な視点という点では、現在の現地機関の状況について、市町村から厳しい目が向けられているということ、先に説明をさせていただいたところでございます。

次に3ページのほう、ごらんいただきたいと思います。こちらは、昨年の11月から今年1月にかけて、県内10の地域で、県の現地機関の職員、各地域から40名ずつ、全体で400名ほどが出席をいたしまして、知事・副知事とともに、現地機関の課題や認識の共有を図り、どんなふうに見直しをしたらいいだろうかということについての討議をさせていただいた結果のご報告でございます。

討議の際に使わせていただいた資料が、8ページから11ページまでにつけてございます。8ページ・9ページは、第1回目この審議会にもお示しさせていただいた、今回の現地機関の検討に当たっての基本的な考え方、課題解決型、そして市町村支援、住民利便性、そして必要な機能が発揮できる効率的な組織という基本的な考え方と、現状を評価し検討

すべき、地方事務所等の現地機関に関していえば、①から⑦までの視点、検討課題というもの。それから10ページ・11ページのほうは、具体的な議論をしてもらうために、検討例、例示として、A・B・Cという3つの組織の形を示しまして、それぞれについて議論をもらったということのものでございまして、こういった資料を使って、県の職員が討議をしたわけでございます。

3ページのほうへ戻っていただきたいと思います。それぞれの地域でさまざまに議論いたしました結果は、分量も多いものですから、ホームページのほうで詳しくは公開させていただきたいと思っておりますが、今日は主なものとして幾つかご紹介をさせていただきます。

3ページの(1)のところでは、3つの所、地方事務所・保健福祉事務所・建設事務所がそれぞれ独立していることについて、独立していることで仕事が迅速に行えるという意見の一方で、各所の情報をお互いに知らないというような意見も職員の中から出ていたところでございます。

4ページのほうへまいりまして、先ほど市町村からも指摘をされていた横断的な連携という点では、4ページの2の(1)のところにありますように、他の所や課の課題・業務内容など、情報共有できることがとても大事だと。そういうことで、情報共有した上で横断的な取組・調整ができるような組織にしていかなければいけないということ。そして、もう少し下のほうへ行きまして、自由に予算を使える、あるいは人員定数などがもっと柔軟にしてほしいというような意見などが出ております。

5ページ以降は、先ほどのA・B・Cという3つの具体的な組織の形、それぞれについて、肯定的な意見、否定的な意見、それぞれさまざまに出ております。職員も多数おりますから、一つの案について、肯定的な意見もあれば否定的な意見もあるということで、どちらも掲載をさせていただいております。

A案、現状と組織の形を大きく変えずに必要な増員などを図っていくという案につきましては、現在の組織が県民に浸透していてわかりやすいという意見の一方で、今と変わらないのではメリットもないではないかというような意見が出ております。

B案につきましては、地域振興局という形にして連携をより深めていく、予算等の権限もつけていくという案でございますが、肯定的な意見としては、保健所や建設事務所の専門性が担保された上で、人員や予算がつくということであれば、これはいいのではないかという意見がある一方で、こういった形ではあまり現状と変わらないのではないかとか、あるいは保健師や土木などの専門職を置いていくということが、ただでさえ専門職が不足している中で難しいのではないかとといった意見なども出ております。

C案、こちらは、三所を一つの組織にまとめるという案ですけれども、組織としての一体感があるという意見の一方で、大きな組織になって意思決定が遅れるのではないかとか、あるいは専門的な判断をした上で、さらに局長に判断を仰ぐということで、屋上屋になってしまうのではないかとといった意見などが出たところでございます。

6ページのほうへまいりまして、全体を通じて、庶務や入札などの共通部分を集約して
いってはどうかという意見。あるいは税や行財政などでは、今、県内10の地域でやって
いる仕事を4程度に集約していく、そういうことも考えられるのではないか。あるいは観光
については、広域的に取り組んでいく必要がありはしないかといった意見などが出ている
ところでございます。

次に12ページからは、それぞれの所の所長の意見ということでございます。これまで松
本地域と佐久地域で、それぞれ、この審議会の委員の皆さんと、それぞれの松本・佐久地
域の所長との意見交換をさせていただいておりますが、こちらの資料は、県内10の地域の
全ての所長の意見をまとめさせていただいたものでございます。こちら分量は非常に多
ございまして、ホームページのほうで全体は掲載をさせていただきますが、ここでは主な
意見ということで幾つか紹介をさせていただきたいと思っております。

まず三所の連携が必要な地域課題、各地域において、地方創生に係る課題や危機管理・
観光などに三所連携で取り組む必要を、所長の皆さんも感じております。2番目といたし
まして、特に人員不足、あるいは職員の技術・知識の継承、育成といった点で、課題を感
じているということでございます。

それから、先ほど職員討議の中でも紹介いたしましたA・B・Cの3つの案につきまし
ては、それぞれ所長の立場からメリット・デメリットの意見が出ておりますが、13ページ
のところへ行きますと、B案について、専門性を確保しながら地域全体を総合的に調整す
ることができるという意見が強くあった一方で、C案については、所長の目から見ても屋
上屋になるといった意見が出ている、そういった状況でございます。

また、所長のほうからも、(2)の①にありますように、企画調整の部門が、今、弱い、
相当数の人員が必要になってくるのではないかということ。また、②にありますように、
その地方事務所について、今、総合的な調整を行うための権限や財源が不足している。対
応していくためには予算が必要ではないか。その予算についても現地の裁量で柔軟に執行
できるような仕組みが必要ではないかといった意見が出ているところでございます。

また、14ページのほうにまいりまして、下のほうの枠、2番目の○ですが、税務につい
ては、小・中規模な地方事務所の課税業務を集約する、徴収の収納の部門だけを10に残す
といったことも考えられるのではないかといった意見が出ているところでございます。

15ページのほうへまいりまして、一番上、建設事務所の関係につきまして、現場により
近い場所に事務所があるということが大変大切であって、市町村支援、住民の利便性など
からも重要ではないかという意見が出ております。

次に17ページから20ページまでが、本庁のほうから見た意見ということで、本庁の各部
局に意見を出してもらっている結果を記載をさせていただいております。これまで職員討
議や所長の意見に出てきた意見と同様の意見のほか、先ほどちょっとお話をさせていただ
きましたが、建築の関係の意見が19ページのほうに出ておりまして、19ページ、下から3
行目のところですのでけれども、地方事務所の建築担当課については、本庁の体系に合せて、

これは本庁では土木と建築を合わせて一つの部、建設部でやっているわけですが、現地のほうでは、建築が地方事務所、土木が建設事務所と、2つの所に分かれておるのを、本庁に合わせたほうが効率がよいといった意見が建設部のほうから出ております。

今、いろいろ説明をさせていただいた意見のほかに、追加で机上に配付をさせていただいてございますが、議会への請願が出ている状況がございますので、こちらのほうを説明させていただきたいと思っております。特に資料番号等はありませんが、建設事務所の存続を求める請願書ということで、机上に配付をさせていただいております。こちら、昨年12月1日に県議会議長宛てに、1枚おめくりをいただいたところにあります、須坂・千曲・安曇野の3市長から、それぞれの地域にあります建設事務所について、必要であり、ぜひ存続をしていただきたいという請願が出ております。1枚目にありますように、右上にあります。27年11月県議会において、この請願は全会一致で採択をされております。そのようなことを県としても重く受けとめて検討を進めなければならない状況でございます。

恐縮です、資料のほうへお戻りいただきまして、21ページ・22ページに、資料2ということで、これまでこの審議会ですまざまにご審議をいただいた結果、あるいは市町村のアンケート、県の中での職員の討議、所長の意見、部局の意見などを踏まえまして、県として、今後、こういった方向性でさらに議論をしてはどうかということで、現時点で、こういった方向性で今後の見直しの議論を進めてはどうかというものとして、提案をさせていただくものでございます。

21ページ左上、まず状況の変化ということで、地方創生あるいは市町村の状況といったことを踏まえまして、右側にあります現地機関の現在の課題は、先ほどご紹介させていただいた市町村のアンケートあるいは職員の討議から出てきた職員自身の評価、こういったものを踏まえまして、こういった方向性でしていけばいいか、考えていけばいいかということの中から、まず、3の(1)基本方針といたしまして、「横断的な課題」に対して、現地機関が一丸となって取り組むことができるような組織体制を構築していく必要があるのではないかと。また、事務の集約・広域化や権限移譲によって、専門性・効率性をさらに向上させていく必要があると。そしてまた、現地機関と市町村との役割分担のあり方を市町村とともに再検証していく必要があるのではないかとという3つの基本方針のもと、22ページにありますように、組織としてはこういった見直しをしていってはどうかということでございます。

まず図にありますように、地方事務所を改組して地域振興局という名前の組織にした上で、保健福祉事務所と建設事務所は、現行どおり独立した事務所として存続をし、地域振興局が一定の権限を持って、地域で現地機関が連携して取り組むことができるような、そういう体制にしていってはどうかという図でございます。

右側に具体的に書いてございますけれども、まず①といたしまして、地域振興に力点を置いて取り組むということで、現在の地方事務所の業務の中から、専門性の高い税務の業務につきましては、独立・集中をさせまして、地方事務所を、地域振興に力点を置いて取

り組む「地域振興局」という組織に改称していく。この組織は、知事・副知事に直結する機関として主体的に業務をし、また、本庁においても、この10の地域振興局をサポートする体制を整備していくこととしたいということでございます。

②といたしまして、この地域振興局が主体となって取り組む「横断的な課題」については、この取組に必要なリーダーシップを発揮してもらえような権限を与えていきたいということで、2番目の黒い四角にありますように、必要な予算、人員、権限などを確保できる仕組みをつくっていきたいというふうに考えます。

また、局長をサポートして「横断的な課題」への取組をすることができるような体制といたしまして、この局の中に企画振興課、仮称でございますが、といった、この「横断的な課題」への取組を専門に行う部署を設けてはどうかというふうに考えております。

③といたしましては、局内の課や係の配置、現在はほぼ全ての地方事務所で一律になっておりますが、地域特性を考慮した組織の配置にしていってどうか。また、重要な課題については、課・係ということのほかにも特命の担当を必要に応じて配置をしていく形をとってはどうかというふうに考えております。

それでは、地域振興局が中心になって取り組む「横断的な課題」というのは、一体、各地域でどんなものが考えられるかということで、記載のようなものを考えさせていただいております。地域特有のそれぞれの、例えば諏訪湖であるとか、リニアであるとか、そういった地域特有の課題への対応と、全県的な課題であっても、それぞれの地域においてさまざまな現地機関が協力して横断的に取り組むべき課題ということで、観光振興など、記載のような課題について、この「横断的な課題」として取り上げ、地域振興局で取り組んでいくということにしてはどうかというふうに考えております。

一番下の枠でございますが、業務の集約・整理、そして県と市町村の役割分担についてですけれども、①といたしまして、地方事務所の建築課を建設事務所へ移管してはどうかということ。また、現地機関への権限移譲などを推進をしていきたい。そして②といたしまして、県と市町村の役割分担については、市町村とともに検証し、さらに取り組んでまいりたいというふうに考えます。その際、小規模の町村については、その意向を踏まえた上で、県による補完についても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

本日、審議会の皆様からご意見を頂戴した上で、こういった方向性で、今後審議を進めていくということでご了解をいただけるようでありましたら、パブリックコメントということで、県民の皆さんにも広く意見を求め、さらにこの審議会で詳しい検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。説明のほうは以上でございます。よろしくお願いたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました議事2点について、ご質問・ご意

見等ございましたら、よろしくお願いいたします。はい、三木委員、よろしくお願いいたします。

(三木委員)

非常によくまとまって、私とすれば、この考え方がすごくいいんじゃないかなと思っております。資料6ページの(3)の「その他」なんですけれども、「現在の組織のどこに問題があるのか、組織改正をしなければならない理由が不明確。組織改正の前に現状の中でできることがあるのではないか」、云々と書いてあるんですが、ともすると、私の市でもそうなんですけど、何かを改革するときに、まず組織を改革すればよくなるんじゃないかなっていう誤解があるのではないかと思います。私はそうではなくて、もし組織が本当に必要でしたら変えなければいけないんですけど、その前に仕事のやり方、先ほど仕事改革というのがありましたけど、仕事のやり方とか、職員の人がどういうふうに思っているか。課題として、例えば連携が不足しているとかってというのは、今回、浮き上がってきたわけですね。それに対して、それぞれの職員が問題意識を持ったということが、私、非常に大事なことではないかなと思っております。ですから、今回の組織改正は組織改正としてするんですが、今、申しあげましたような課題について、また、それぞれ、県のほうで検討されることが大事ではないかなと思います。

それからもう一つ、国でよく言っているんですが、児童・生徒の数が減っているから教職員の数を減らすべきだというのが、強く主張される向きがあります。今、非常に学校は複雑になってきておりまして、家庭の問題が学校の問題になってきておりますので、以前のように50人学級で1人の先生が持つというようなことが非常に難しくなっているわけですね。そういうように、ただ単に、人口なりが減っているからということではなく、職員なり組織の体制というのは考えていく必要があるんじゃないかなと思ってます。

それから産業振興とか労働問題についてもやはり同じように、一つのところだけで解決できませんから、そういう面では、職員の配置だとか連携等、考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、ちょっと一人でお話しして申しわけないですが、建設事務所の存続につきまして、須坂の建設事務所が自分のところにあるからってということではなくて、この請願書でも書いてございますが、今、防災の観点が非常に大事になってきておりますので、そういう災害の予防だとか、また安全・安心という面で言いますと、警察と、それから建設事務所が同一の管轄区域にあるということが非常に大事だと思っております。建設事務所については存続をしてもらって、そして、なおかつ、県の中で3つの所が連携するような体制にしようというのが、私は、現状から見ても、将来を考えてもふさわしいんじゃないかなと思ってます。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。何か事務局のほうからコメントございますか、よろしいですか。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか、腰原委員、お願いいたします。

(腰原委員)

市町村へのアンケート、あるいは現地機関の職員の皆さんの意見を聞いた上で、今回の方向性が出てきたというのは、非常にプロセス、手順としてはよかったのではないかなと思っております。当初のイメージでいきますと、全く3事務所を統合して振興局と、仮称であります。そういうものにもっていきたいという意見であったんですが、いろいろな意見を聞く中で、あるいは先ほど出ましたような請願も議会において全会一致で採択されたことなども踏まえて、地方振興局、地域横断的な課題に主として力点を置いていくという方向で、このような形になったということをごさいます、私は非常にわかりやすくいいのではないかと、率直に考えております。

そういう中で、税務課関係は、いろいろな意味で統合をしていくと。これもいいのではないかと。また、地域振興の担当の課を置くということをごさいます、今回の趣旨をさらにバックアップする意味で、こういった課を置いて対処するというのは、それはそれなりにいいのではないかと考えております。

ただ、最終的には、予算をそれなりに、各振興局、10カ所の振興局へ、どの辺まで付与するかというのは、大きな問題になってくると思うんですね。そこで、特に木曾地域あるいは北安曇地域、今、悲願は、木曾の場合ですと、木曾川右岸の道路の一日も早い建設ということ。つまり国道19号がもうキャパがいっぱいということで、大きな事故があるたびに大変な渋滞を起こしており、あるいは経済活動にも支障を来しているということから、かねてからやっているわけでありませう。

また、もう一つは、県のいわゆる計画の中にも位置づけされておりますけれども、地域高規格道路の最優先順位の第1位として、この北安曇管内の松糸高規格道路というものがあつた。このように多額な予算を必要とする、こういった課題については、どういったところで対処していけばいいのか。地域振興局が主としてやるのか、あるいはこのくらい大きな事業の場合は、本局の建設部なら建設部がやっていくのか、その辺について、ちょっと1点、聞きたいと思つた。

いずれにしても、私、今回の、特に地域横断的なものに力点を置くという意味で地域振興局というものにしていくと。保健福祉事務所あるいは建設事務所は、そのまま残すということは、非常にいいことじゃないかなとこのように思つた。以上であります。

(樋口会長)

ありがとうございます。今の点、では部長からお願いします。

(小林総務部長)

今、三木委員、それから腰原委員から、それぞれ貴重なご指摘をいただつてお考えをお

示しいただいたというふうに思います。三木委員のおっしゃったように、組織が変わればよくなるということだけではないだろうと、確かに思います。今回、ご報告させていただいたように、それぞれの職員の皆さんともお話しさせていただく中でいろいろな課題も抽出されてまいりましたので、これについては、その組織によらない部分も含めて、引き続き、私どもとすれば検討すべきであるし、その組織を改正したときに、それに合った人員を配置なり、育成して配置していくという面も非常に大事でありますので、そうした部局横断的な地域の課題に対応できる人材の育成というのも、今後とも必要だろうというふうに思っています。

また、建設事務所のお話もいただきました。それぞれ、これ、腰原委員の話にも共通するかと思うんですけども、それぞれの組織でやはりそれぞれの課題があると思います。したがって、ここの私どもの方向性の中でもまとめさせていただきましたが、やはり、例えば10、地域振興局のようなものを設置した場合にも、それぞれの地域で異なる体制ということは当然あるというふうに思います。今、腰原委員から道路のお話をいただきましたが、例えば今お話をいただいた木曾ですとか北安曇に加えて、例えば上伊那・下伊那でいうと、ここの課題のところにも書かせていただきましたが、リニアに関連する道路整備というようなものも、地域振興とともに大きな課題となって、これはセットで考えていくべき話だろうというふうに思います。そうしたところは、建設事務所の取組ももちろん大事であります、それを、課題を共有して、全体として、振興局あるいは保健福祉事務所も含めて、全体として対応をしていく。それをまた県が受けて、重点的なところには力を注いでいくというような体制づくりが大事だろうというふうに思っているところであります。以上であります。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかの皆様、いかがでしょうか。はい、山田委員、お願いします。

(山田委員)

今回それぞれのお立場の意見が集約されていて、よくまとまっているというふうに思います。最後に課長さんのほうで、十分に県民の皆さんにはパブリックコメントということでお話しされました。建設事務所や地方事務所は、非常に住民と身近な、市役所とか役場と同じくらいに非常に身近な存在であるというふうに思います。この今回のアンケートの集約は、職員の方の意見がほとんどであって、パブリックコメントの中でどういう意見が上がってくるかわかりませんが、もう少し県民の皆さんの意見も聞いていただいた集約ができたならよかったかなというふうにちょっと思います。組織の変革は、時代がものすごい流れで変革していく中で、これは見直さなければならない時期に来ているというふうに思いますけれども、1点、それは気にかかったところでございます。

それと、私の組織で県の委託事業等を何年もやらせていただいている中で、県職員の意識がどうも追いついていないという感じを私は強く感じております。この点についても、部長さん、課長さんはどういうふうに捉えられておいでなのかということも、もう1点、お聞きしたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、時代とともに変えていかなければならないというふうに思いますが、先ほど来、建設事務所につきましては、これだけ災害が多い中で、ご一考をいただければというのは、私の個人的な思いです。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。はい、お願いいたします。

(井出行政改革課長)

何点かご指摘をいただいておりますが、まず住民の皆さんの声をお聞きしていくということは、大変大事なことだと思っております。今回も、こういった方向性で今後さらに議論していったらどうかということで、この場でお示しさせていただいているものでございます。パブリックコメントをさせていただけば、さまざまなご意見がいただけるんだろうというふうに思っております。次回にはそういったご意見をこの場で皆さんにもお示しさせていただきながら、さらに議論をしていきたいというふうに思っております。今回示したものが、もう最終形であるとか、決まりであるとか、そういったことではなく、さらに議論をしていきたいと考えております。

それから職員の意識ということでございます。今回、400名ほどの職員が参加して職員討議という取組をさせていただきました。その際にアンケートをとりまして、7ページのほうにアンケート結果ということで一覧表にさせていただいております。2番目に、「現地機関の機能・役割や組織の見直しは必要だと思いますか」という問に対しまして、「強く感じる」「必要とを感じる」という、「感じる」というのが合計で約4割ございました。「不明」であるとか「必要ない」という答えももちろんあるわけですが、職員の4割が、今の組織について見直しながら、必要な仕事に新しい組織で、あるいはもっといい仕事の仕方を取り組んでいきたいという意欲を持っているという状況でございます。4割が多いか少ないかということもございますけれども、組織を変えていくとすれば、組織の中で職員にさらに浸透させて、新しい組織に意欲を持って取り組んでいけるような体制をとっていかねばいけないというふうに思っているところでございます。

あと、近年、災害も発生しており、異常気象への対応といったこともございます。そういったこともあわせ考える中で、建設事務所については、現場に近いところにあるということも、住民の皆さんの安心のために必要な面もございますので、今回、こういった方向で考えていったらどうかという提案をさせていただいているという状況でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。中山委員、お願いします。

(中山委員)

私も基本的にはこの考え方には賛成なのですが、今までの地方事務所とこの地域振興局を置くこの体制との一番の違い、県民目線でのメリットは何かということを知りたいと思います。地域の課題に応じて、地域の独特な課題に即応性をするための局所的な体制を組んでそれぞれがやっていくということが、一番のメリットになるのだろうかというような気がするのですが、県民目線で見たとときに何が一番違うのかという、そこがもう一つ、私自身ははっきりしないという部分がございます。それと企画振興課というのが新たにできるということがございますけれども、その企画振興課の責任と権限の部分がどのような形になっていくのかという、この2点について、ちょっとお聞きできればありがたいと思います。

(樋口会長)

お願いします。

(井出行政改革課長)

まず一番変わるところは何なのかという問であろうかと思えます。22ページの右側②の2番目のところに書いてあること、「横断的な課題」に対応するため、必要な予算、人員、権限等を確保する仕組み、ここが一番の肝であろうというふうに考えております。現在、県の事業をやる上では、本庁の部局の縦割りの体制の中で、必要な予算をそれぞれの部局が確保し、それが現地機関のそれぞれの部局に対応する事務所あるいは地方事務所の課において執行されるということで、部局をまたがる課題に対応するためにも、一旦、その部局に分解した上で対応をしているというのが実情でございます。何が変わるのかということであれば、地域振興局長を中心として、その地域の課題に応じた予算を局みずからが要求し確保していくことによって、その地域の住民にとって必要なものが、分解し、また統合するという過程を経ずして実現されていくということが、一番の変化点であろうというふうに思っております。

そのために企画振興課、仮称でございますが、局長をサポートする体制が必要でございますので、そういう機能を担うための組織として置いていきたい。そのためにどういった権限がこの課に必要なのかといった点は、さらにこの予算を確保する仕組みとあわせて議論をしていく必要があるかというふうに思っております。

(小林総務部長)

私からも、つけ加えさせていただくと、確かに中山委員ご指摘のとおり、多分わかりに

くだらうなど。このところは、単に地方事務所が地域振興局という名前になるだけじゃないかという疑問があり得るだろうなというふうに思っています。今、井出課長からご説明したところが私ども考えているところですが、そこが具体的にどうだということまで、まだ踏み込めていないので、今、ご説明した②の2つ目のこのポツのところも、最後が仕組みづくりというところでとどまっていますから、具体的にどのような仕組みになるんだということが明確にされてないのでよりわかりにくい。ですから、当然のご質問だろうなというふうに思っています。

今、例えば三所の多くは、同じ同一の合同庁舎内にあって、日ごろから、月1回、会議を持ったり、いろいろな形で話はしていますよという声はあります。しかしながら、きちんとした組織的な仕組みはなく、予算の確保もできるような形になっていない状況です。ここはやはり地域振興局をつくるとともに、その横の情報共有ですとか、横断的に取り組むきちんとした仕組み、権限や組織、事務処理も含めて、そこをつくり込む必要があると思っています。

(樋口会長)

ありがとうございました。はい、それではどうぞ、才川委員。

(才川委員)

12ページで地方事務所長や保健福祉事務所長からもご意見があった部分についてです。この間、ずっとと言われていました、長野県、全ての地域においてもだと思えるのですけれども、人口が減っていく中で、今の段階であってもやはりその事務所の中で人員不足、全てのところでこれからの慢性的な人員不足というところで、そういったものを解消していく構図になっていくのか。現地の職員の4割の方が改革していく必要があるのではないかというご意見もありますが、どこまでその意識改革が出ていくのか、なかなかまだちょっと見えてこない部分もあります。予算の面もそうですけれども、今現在ある課題がどこまで解消されていくのかなというところは、難しいかなと思って見えています。

(樋口会長)

ありがとうございます。何か事務局のほうから、はい。

(井出行政改革課長)

人員不足ということに関して、2つの面が実はあろうかと思えます。一つは、採用したいと思っているんだけど、十分に採用がしきれていないので、予定している職員がそろわないという面、土木・建築職であるとか、保健福祉部門での専門職などでは、実はそういう状況が県の職員でも生じております。採用しようと思っているんだけど人がそろわないというのは、例えば社会人採用であるとか、いろいろな面で採用の仕方を工夫するな

どして解消していかないといけないということで、今、取り組んでおるところです。試験のやり方などでも、例えば公務員向けの勉強をしてきた人以外でも受験しやすいような、その科目によって試験をやるというような取組をしております。

もう一方は、業務量に比べて配属されている職員が少ないのではないかということ、現場の皆さん、所長を始め、現場で働いている皆さんが持っているという点があるかと思えます。ただ、現状、200万人の県として県職員の数というのは、決して少ないという状況ではございませんで、普通の200万人の県とほぼ同じ人数の職員数は現状でも配置されている中で、ではどうして現場の皆さんがそういう思いを抱いているのかというのは、これは、現場で行っている仕事の量、あるいはその仕事の進め方ということに起因しているのではないかなというふうに考えております。効率的な仕事の仕方、あるいは何かあると県庁へ集まって会議をしなければいけないということで、遠くの地域からは片道3時間かかってしまうというような中で仕事の仕方というものを変えていながら、職員の皆さんがやりたい仕事に取り組める時間を生み出していく、そういうことも必要なのだと思って取り組んでいるところでございます。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。それでは清水委員、お願いいたします。

(清水委員)

私も22ページに書かれているような形になるのはよかったなと思っております。特に保健福祉事務所とか建設事務所は、今回の熊本の災害を見ても、身近で大事なところ。こういったところと一緒にしなかった、この図になったことは、とてもよかったと思っています。

それからあと、この7ページの先ほどアンケート結果の中でお話があったんですけども、「あまり意味がない」とか「意味がない」とおっしゃっている職員の認識度というか、意識度というかを、アンケート調査みたいなことをしてみると、案外、ボトムアップ的にいろいろないいいものが見えてくるのではないかなというようなことも感じました。

それともう一つ、私も長いこと医療の現場にいますと、やっぱり資格がなければできない、手が出せない仕事と、その人がよりたくさん手が出せるようにするためにサポートするその体制さえ整えると、意外に早く仕事って進んでいくことがあると感じています。専門職でなければできない仕事と資格がなくてもできる仕事の人とのペアをうまく組んでいくっていうか、そういう仕事の仕方も大事かなというような気がします。

(樋口会長)

ありがとうございます。総務部長、お願いします。

(小林総務部長)

才川委員の人員不足という話ですが、市町村との協働、あるいは市町村に担っていただく部分、あるいはNPOですとか団体ですとか関係機関、そういうところと一緒にやる、あるいはそこに担っていただく。その仕事のところはどのようにしていくかというのはさらにやっていく必要があると思います。

また、専門的なところは集約をしていく、今、税務ではそんなことも、このたたき台中でもご提案させていただいておりますが、専門的な知識のある職員は集約して当たらせると、それを分散するとなかなか力を発揮できないということで、集約することによって力を発揮して、場合によれば必要に応じて巡回したりするということもできると思いますので、そうした取組も大事だろうと思います。

また、清水委員からお話のあった専門職と専門職でなくても対応できるものとのペアリングも非常に大事だと思います。長野県では、北安曇の白馬・小谷にありました神城断層地震のとき、今回、熊本の地震のときもそうですが、チームを組むときに、支援チームは、保健師さんと事務なりでチームを組んで行きます。だから、それが互いに力を出し合って、保健師さんが全部やるとするとそれは無理ですし、事務職でもちろんできないところはありますので、そうしたチームを組んでいくというのは非常に大事だと思います。これは、災害の現場だけじゃなくて、ふだんもそうしたチームをこう組めるような形でいく、あるいは専門性を活かせるということで、今回、ご指摘のように保健福祉事務所・建設事務所は、それぞれの、今までどおり専門性を活かしていただく組織づくりをしていっていただくというふうに考えているところでございます。以上であります。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。三木委員、お願いします。

(三木委員)

すみません、先ほど広域的な連携というのがありましたが、市町村同士の連携とか、県と市町村との連携ってあるんですけど、もっと広く、県と県との連携というのが出てくると思うんです。例えば観光ルートでいえば、軽井沢から草津へ抜けて志賀高原へ来て飯山なり長野へ来るとか、そういう群馬県と長野県との広域観光ルートみたいなのを、これからインバウンドだとか、そういうのでやってもらう必要があります、それは県でなければできないと思うんですね。市町村だとか観光関係の団体も協力すると思うのですが、その観点を一つお願いしたいなど。

それから地域振興局の名前なんですけど、私、名前を変えることはいいと思うんです。と言いますのは、地方事務所と言いますと、非常に歴史はあるんですけど、地方の事務をやっているというような感じを受けます。前向きな未来志向からすると、地域振興という

ことで、トータルで、産業振興とかいろいろなものを含めて地域を振興していくという意味合いから、私は名前を変えて、また内容も変えていくということは大事だと思います。

それから22ページの地域振興局が中心となって取り組む「横断的な課題」の中で、地域特有の課題の中で、それぞれの地域のもものが例示してあるのですが、この中で、防災関係で、各広域ごとに防災の協力をもう少し強めていってもいいのではないかと。今、県と市町村との連携は防災関係でしているんですが、その前段階として広域的な連携を、地方事務所と建設事務所と保健福祉事務所の県機関と市町村との連携、また必要があれば経済界とか労働界とかの連携というのをつくっておけば、より大きな災害になったときに動きやすいかなと思っています。その3点を感じました。

(樋口会長)

ありがとうございました。事務局、お願いいたします。

(井出行政改革課長)

名称のお話が出ましたので、若干、ご紹介をさせていただきますが、1回目の審議会のときに他県の状況ということで、他の都道府県で総合現地機関を置いている、そういう県の状況を配付させていただいております。名前につきましては、振興局あるいは地域振興局、広域振興局といった、振興という名称をつかっている県が12県ほどございます。一方で、事務所というのを使っているのは、本県を含めて3県というようなことで。広域的に取り組む総合的な現地機関については、振興局、あるいはそれに類似した名前を使っているところが多い、そんな状況でございます。なお、地方事務所という名称は、歴史は古いんですが、今、他の都道府県で使っているところはございませんで、長野県が全国唯一使っているということでございます。

それから災害などでの連携ということ、大変重要なご指摘だと思います。そういった点での取組もまた検討させていただきたいと思えますし、広域観光連携ということ、これも県をまたがったその連携をするに当たって、県同士、本庁同士ということはもちろんございますし、実は隣接する総合現地機関同士で、例えば木曾と岐阜県の高山とのそれぞれの現地機関が取り組むとか、そういったことも現にやっておりますが、そういった機能も高めていく必要があるんだろうというふうに思います。ありがとうございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(山浦委員)

経済界からの感想みたいなことを申し上げます。いずれにしてもこの組織改革、さっきも三木委員が言っていましたように、何のためにやるかということをやっぱりきちんと押

さえておかないと、焦点がずれるというふうに私は思うのです。それで今回は横断的な、横断的というのは、仕事が横断的であるという意味ですよね、それは非常にあるべき姿というふうに思っておりますが。いずれにしても、組織で物事を解決するというのは、もう多分あまりできないんですよ。私ども企業も組織改正してきたけれども組織によって物事は解決できないですね、あんまり。組織改正してもなかなか目的は達成できないということをよく認識しておく必要があるということが1点。

それから、私は経済界から来ているので、目につくのは、人を増やせ、金をよこせ。これはやっぱり、行政改革というのは、行政を簡素化するということがイコールなんです。効率的という言葉が出てくるのですが、ここら辺のところも県民に訴えていけないといけない。大体、組織というのは肥大化するので、金よこせ、人よこせ、どこも言うんです、どこも。これはもう間違いなくそう言うので、それをそのまま真正面で受けとめていくと、ろくなことはないというのが私の発想。

それで、もう一つ、民間に委託できるものは委託していくということをやったり、これが地域創生になる、民間を活用してということになるんで、やっぱりできるだけ仕事の中身を見直さないといけないと思います。無駄な仕事をいっぱいやっているんですね、うちの会社も含めて。仕事を一つ一つ見直さないで、幾らやってもこれはうまくいかないですよ、新しい仕事はどんどん増えるので。民間に委託できるものは委託するということを含めて、そこら辺もぜひ、組織改正と直接関係ないかもしれませんが、お願いしたいと思います。

(樋口会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(小林総務部長)

経済界を代表されて、そのとおりのご指摘だというふうに私ども思います。今のお話からしても、組織改正のみでクリアされるということではないと思います。今、私どもも仕事改革ということで取組をさせていただいておりますが、そういう中で、やはり仕事のやり方を見直す、これは市町村ともそうですし、民間の皆様ともそうですが。そうした見直しの中で、効率面でもよりアップして住民サービスも上がるという方向性で考えていかなきゃいけない。民間委託も、一つ大きな視点ではあるかと思っておりますので、あわせて、私どもとしても、それも取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、どうぞ、お願いします。

(織委員)

今回の地域振興局の組織改正等については、とても大切な改革だと思います。県職員の皆さんに、目に見える、わかりやすい形でインパクトを与えて、今後の県の変化を求めていく姿勢をより鮮明にしていく第一歩であると思っています。人口が減少しますので、限られた人数でかなりのスピードで業務をこなしていただく必要があります。また、パソコン、インターネットの普及で、非常にいろいろな課題を、スピード感を持って解決する必要があります。それから県が収入を食欲に求めていくことを県民が求めていく時代です。こういう目標を職員の皆さんにより明確に伝えるという意味でも、組織改正を進めていただきたいと思っています。

今後、「横断的な課題」というのはどんなことなのか、具体的に取りまとめていく中で、いろいろな、県の雑多な情報を集約、整理、統計的に処理していくようになると思います。その場合、いろいろな機関が、例えば建設事務所と保健福祉事務所と管轄地域が異なるようなんですが、そうすると情報の比較がしにくいと思います。今は、どのデータがどんなふうに結びついて、思いもかけない効果を生んだり、発想を生む場合があります。ですから、管轄地域はできるだけ統一していただきたいというふうに思います。

また、今回の熊本の災害等を見ても、パソコン、インターネットという従前の情報収集や伝達と全く違う手段が課題の解決に結びついていて、ものすごいスピードと情報拡散があります。そういうことを考えると、県の機関が近くにあるということ以上に、その県によってもたらされる情報とかサービスが、現実に全国レベルに合っているのかというのが、一番の県民の関心ではないかと思っています。ですから、もし現地機関が減ることによって予算が浮いて、その分、地域振興局がより横断的に何か取りまとめる部署として大活躍できるというのであれば、そのようにお進めいただきたいと思っています。

(樋口会長)

ありがとうございます。

(井出行政改革課長)

ご指摘いただいた管轄区域については、今、三所の中でも、建設事務所の部分と、あと保健福祉事務所が長野市と長野県に分で長野地域が分かれているという、そこところが、今、違っている状況でございます。建設事務所につきましては、現場に近いところという意見、あるいは警察との連携も大事というような意見もある一方、今、委員さんおっしゃったような点も大事だというふうに考えております。平成20年の審議会の中でも、長期的には管轄区域をそろえていくことが大事というようなご指摘もいただき、県としても長期的にはそういうことを考えていく必要があるというふうに思っております。

また、保健福祉事務所の関係は、長野市の中核市としての役割と、県の長野市以外のところを管轄する役割との調整をしていくための相談を、長野市と県の間で進めさせていただいている、共同設置というようなことを含めて、今、検討させていただいており、長野

地域全体を一つのエリアとして捉えていくような方向性での検討もさせていただいているところでございます。

あと、県自身がスピードを持って取り組んでいくべきというご指摘、全くそのとおりでございます。右肩下がりて人口が減ることは、減るスピードはともかく事実でございますので、職員もこれ以上増やしていくというようなことは考えられない中でございますので、スピード感を持った仕事ができるような体制をつくっていくことは大変大事なことだと思いますので、そのようなことで取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

(小林総務部長)

今日、ご出席の三木委員の須坂市もともに入っていて、長野広域全体の市町村と県と一緒に、保健所の新たな連携なり共同設置に向けて、具体的な、今、話し合いが進んでいる状況であります。そうした中で、情報共有や、さらに今の事実上の管轄についての一致を見ていくのではないかと、そういう対応がしていけるのではないかと思います。

それと、長野の地方事務所、保健福祉事務所と、長野、千曲、須坂の三建設事務所につきましても、この五所で集まって、情報共有ですとか、課題の解決について話し合う場は持たれているというふうに聞いております。そうしたものをしっかり進めていく中で、実質的には同一の管轄区域の中で情報共有して課題に取り組むという体制が、より今後つくっていけるのではないかなと思っております。

(樋口会長)

ありがとうございました。

(三木委員)

長野市の保健所と県の長野保健福祉事務所との統合というかを検討されているというのは、よく聞いております。今、小林部長おっしゃったように、長野の関係では、長野市以外の市町村も非常に関係がありますので、今、協議を進めているのですが、よく検討してもらって、よりよい組織になるようにぜひお願いしたいと思います。

織委員さんのおっしゃったさっきの情報の使い方なんですけど、私も須坂市に来て思っているんですが、行政の場合には、統計の資料はつくるんですけども、統計の使い方があまり上手じゃないんですね。だから、本当、統計を使うようなのをみっちりやったほうがいいかと思います。膨大な統計があっても、それはただ集計しているだけのところが多いので。

(樋口会長)

ありがとうございました。中山委員、お願いします。

(中山委員)

22ページの、先ほどの全県的な課題の中で、私も人口定着・確かな暮らし実現会議の中に参加をさせていただいているんですが、もう数え切れないぐらいいろいろなこと、いろいろなところが、いろいろな団体がいろいろなことをやっているんですが、逆に言うとそれが全部分散しちゃっている。分散して、結果、集約してないものですから、なかなかそこが実にならないということがございます。このまさに全県的な課題については、地域振興局がリーダーシップをとって県下を推し進めていただきたいと思います。ここにも、そういう意味で移住・定住の促進ということを書いていると思うんですが。少子化対策ということを全面的な旗印に掲げていただきたい。市町村に至っては、コンサルを頼んで国に上げるような、そんな状況に今なっていますが、そうではなくて、地域振興局が地域の出先の中心としてそこを取りまとめながら、産・官・学、全部そろって、どうするんだということを決めて、一心不乱に取り組んでいただきたい。地域振興局がリーダーシップをとり、中心的なものになっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかに何か特にご意見ございますでしょうか。そろそろ本日の終了時間が迫ってまいりました。皆様からご発言をいただきましたので、本日の議論はこの程度とさせていただきます。皆様から頂戴しましたご意見につきましては、会長の私と事務局とで調整させていただくということで、ご了解をいただければというふうに思います。先ほど事務局からもパブリックコメントという話もございましたので、そういったことを含めて、次回までにはそういったことを整理して、またお出しいただくということになるかと思います。

(3)「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～(改訂版)」及び「長野県科学技術振興指針」について

(樋口会長)

この1番目と2番目の議題につきましては以上でございますが、実はまだ3番目の議題がございます。「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～(改訂版)」及び「長野県科学技術振興指針」について、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

(井出行政改革課長)

それでは23ページのほうをごらんいただきたいと思います。これは、前回、11月の審議会でもご説明をさせていただいておりますけれども、それを3月に改定をさせていただいたものでございます。

内容といたしまして、改正点が次の24ページのところにございます。こちら、地域ごとに地域戦略会議ということで、地域の皆さんと一緒に検討してまいりました取組を追加をさせていただきました。24ページにごらんいただけますように、地域資源を活用した広域観光であるとか、移住・定住の促進、あるいは佐久地域であれば看護師の共同確保、それからワインの取組というような、それぞれ地域ごとの取組も掲載をさせていただきました。こういったものについて、この信州創生戦略の中で取り組んでいこうというものでございます。

25ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、3番目は、ひとり親家庭の子どもに対する支援など、全県的に取り組む取組の追加をしたもの。そして4のところ、重要業績評価指標、KPIでございますが、実績等に鑑みまして、目標となる指標の数値を上方修正させていただいたものがこれだけあるということでございます。

26ページからは、この信州創生戦略のパンフレットでございますので、またごらんいただければありがたいというふうに思います。

次に30ページの資料4のほう、ごらんいただきたいと思いますが、こちら、科学技術振興指針というものを、この3月に改定をさせていただきました。左上、指針見直しの趣旨のところにありますように、こちら、31年度までの10年間の計画期間だったわけですが、半分が経過いたしましたこと、最近の状況に対応するためにこのたび改定をさせていただいて、改めて指針とさせていただくものでございます。

左下のイメージ図をごらんいただきたいと思うんですけども、一番左側に分野別の地域課題ということで、防災、健康・福祉、環境保全など7つの地域課題を持っている県民と、右側、課題の解決に取り組む県の試験研究機関や企業、大学、公設試験研究機関など、これを、正面を向いている県の役割としまして、関係機関と連携しながら、科学技術を活用する取組を促進していこう、こういう取組をしていこうということがこの指針のイメージでございます。

その結果といたしまして、図の下のほうにありますように、「質的に豊かな県民生活」、そして「市場競争力を有する地域産業」を実現し、「貢献」と「自立」の経済構造に長野県を転換していこうという目的のものでございます。

裏側、31ページをごらんいただきたいと思いますが、7つの課題分野それぞれに、目指す姿と目指す姿を実現するために、こういった方向で取り組み、こういった施策展開をしていこうということで、一覧表にまとめさせていただいております。7つの分野を18の各論的に目指す姿ということに分けて、それぞれ、こんな取組をしていこうということを記載させていただいております。

戻っていただきまして、30ページ、右上のほう11のところをごらんいただきたいと思いますが、こういった科学技術での取組をしていく上で、県の試験研究機関はどういう役割を果たしていく必要があるのかということが、11のところでございます。大きな役割を担うことになるわけですけども、県が直面する課題も複雑化しており、単独の試験研究機関

ではなかなか解決できない課題もあるという中で、12番目にありますように、県の試験研究機関が連携していくことが大事だろうと。また、国や民間の試験研究機関とも連携していく必要があるということで、そのためのどんな仕組みでやっていくのがいいのかということ、これが課題になってまいります。県としても、今、具体化を考えているところでございますので、次回の審議会には、こういった形で連携しながら、この試験研究機関が活動をしていきたいということを示せばというふうに考えまして、今、内部的にこの指針の具体化に取り組んでいるところでございます。説明のほうは以上です。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいまご説明のありました件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょう、よろしくお願いいたします、才川委員。

(才川委員)

質問というよりは、希望になるかもしれませんが。今、ご説明いただきました、県の試験研究機関の役割とか今後の方向性というところで、私たちも、今回、審議会として何カ所かこの県の試験研究機関を訪問させていただいて、実際に、本当に県民の生活と連携しているというか、お役に立っているということがとてもよくわかりました。しかし、一番弱い部分が、県民に対する広報の部分というか、あれだけのことをやっても、なかなか県民の中に浸透が弱いなというのをとても感じました。研究されている方、それぞれにはすごくとても専門的な分野で大切だというのが、本当にすごい研究をされているんだというのはよくわかりましたが、樋口会長もよくおっしゃっていただいたんですけども、広報を研究者の方に任せること自体ちょっと難しいかと思います。県民に対する広報を強化していただけると、もっと近いものになっていくと思います。

それと、試験研究機関は耐震性が弱そうな建物が多く、とても心配になりましたので、そういったところもしっかり、今後、進めていただければと思いました。

(樋口会長)

ありがとうございました。検討の中にぜひ含めていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後に全体を通じて何かご発言等あれば。よろしいでしょうか。よろしければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

3 その他

(事務局)

どうもありがとうございました。最後でございますけれども、事務局から2点、連絡事項がございます。1点目でございますが、皆様方の委員任期の延長についてでございます。皆様には、本年6月7日までの任期で、本審議会の委員を委嘱させていただいておりますが、審議を引き続き継続をさせていただきたいと考えておりますので、任期の延長をお願いしたいと考えております。延長する任期につきましては、本審議会の条例第4条の規定によりまして、1年間、すなわち平成29年6月7日までとさせていただきたいと考えております。なお、所属をしておられます団体等におきまして、役員の交代などがございまして、後任の方に新たにということがございます場合は、個別に私どものほうからご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目でございます。次回会議のスケジュールでございますけれども、次回第6回につきましては、7月7日の木曜日、午前10時から県庁のこの特別会議室で開催をさせていただきたいと考えておりますので、ご予定のほど、よろしくお願いをいたします。

4 閉 会

(事務局)

それでは、以上をもちまして、第5回の審議会を閉会させていただきます。お忙しい中、ありがとうございました。